

## 7. 一般社団法人 札幌青年会議所 基金規程

### 第 1 編 J C 基金規程

(設定)

第1条 一般社団法人札幌青年会議所（以下「本会議所」という。）は、北海道及び札幌市の経済文化並びに福祉の増進に貢献せんとする特別事業の目的遂行のため本会議所 J C 基金を設定する。

(運用)

第2条 J C 基金は本会議所が推進する社会開発運動によって定められた事業のための資金として運用する。

(運営及び支出の主体)

第3条 J C 基金の運営並びに支出は理事会の決議により理事長が行う。

(収入)

第4条 J C 基金は次の各号に掲げるものをもって収入とする。

- (1) 寄付金
- (2) その他の収入

(支出)

第5条 J C 基金の支出は前年度に発生した利息と当該年度に拠出した金額との合計額を限度として支出することができる。

(決算)

第6条 J C 基金は一般会計とし、毎年12月決算を行う。

(総会の承認)

第7条 理事長は予算及び決算を作成し、総会の承認を得なければならない。

## 第 2 編 入会金基金規程

(設定)

第 8 条 本会議所は北海道及び札幌市経済、文化並びに福祉の増進に貢献せんとする事業  
又、その他理事会で承認する目的遂行のため入会金基金を設定する。

2 会員の未収入金は、入会金基金より補填することができる。

(運営及び支出の主体)

第 9 条 入会金基金の運営並びに支出は理事会の決議により理事長が行う。

(収入)

第 10 条 本基金は次の事項に掲げるものをもって収入とする。

- (1) 寄付金
- (2) その他の収入

(支出)

第 11 条 J C 基金の支出は、前年度に発生した利息と当該年度に拠出した金額との合計  
額を限度として支出することができる。

(決算)

第 12 条 入会金基金は一般会計とし、毎年 12 月決算を行う。

(総会の承認)

第 13 条 理事長は予算及び決算を作成し、総会の承認を得なければならない。

### **第 3 編 まちづくり基金規程**

(設定)

第14条 一般社団法人札幌青年会議所（以下「本会議所」という。）は、北海道及び札幌市の経済文化並びに福祉の増進に貢献せんとする特別事業の目的遂行のため本会議所まちづくり基金を設定する。

(運用)

第15条 まちづくり基金は本会議所が推進する社会開発運動によって定められた事業のための資金として運用する。

(運営及び支出の主体)

第16条 まちづくり基金の運営並びに支出は理事会の決議により理事長が行う。

(収入)

第17条 J C基金は次の各号に掲げるものをもって収入とする。

- (1) 寄付金
- (2) その他の収入

(支出)

第18条 J C基金の支出は前年度に発生した利息と当該年度に拠出した金額との合計額を限度として支出することができる。

(決算)

第19条 J C基金は一般会計とし、毎年12月決算を行う。

(総会の承認)

第20条 理事長は予算及び決算を作成し、総会の承認を得なければならない。

(繰り入れ)

第21条 第2条を達成するために、本会議所総会の承認に基づき、当該年度の特別負担金の全部又は一部をまちづくり基金として拠出することができる。

## 附 則

この規程は本会議所の設立登記の日から施行する。

この規程の改定は、2016年 1月28日の総会承認を以って施行する。